

今月の税

町県民税 第1期

納付書での納付は **7月2日(月)**まで
口座振替日は **6月25日(月)**です

忘れないよう、早めに準備しましょう。

年金

年金制度改正のお知らせ

平成19年4月から年金制度が一部改正されました。主なものを紹介します。

離婚時の

厚生年金の分割制度を導入

平成19年4月1日以後に離婚した場合、両者の合意または裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を分割できる制度です。

70歳以上の被保険者に 在職老齢年金のしくみを導入

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所に勤務している場合、年金と賃金の額によって、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止になります。ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

老齢厚生年金の 繰下げ制度を導入

老齢基礎年金には従来から繰下げ制度がありましたが、老齢厚生年金についても、65歳から支給を受けずに開始年齢を遅らせることで、増額した年金を受け取れるようになります。

65歳以上の方の 遺族厚生年金の支給方法の見直し

自らの老齢厚生年金を全額受給したうえで、現行水準との差額を遺族厚生年金として受給する制度に変更されます。

若齢期の妻の 遺族厚生年金制度の見直し

夫の死亡時に30歳未満で子を養育していない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。

本人の申し出による 年金支給停止のしくみを導入

年金受給者が自ら申し出ることによって、年金の受取りを停止することができるようになります。

老齢年金を受け取る 手続き

年金の受け取りは、その権利ができたときに自動的に始まるものではなく、ご自分で手続きをする必要があります。

手続きは、「裁定請求書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して社会保険事務所等へ提出しなければなりません。

国民年金・厚生年金に加入された方で、受給権（年金を受け取る権利）が発生する方に対しては、基礎年金番号、生年月日、性別、住所および年金の加入期間等が印字された裁定請求書（ターンアラウンド用）が、社会保険業務センターから提出時期の3カ月前に送付されることになっています。

裁定請求書(ターンアラウンド用) の発送時期

- ・特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方
60歳の誕生日前
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権が発生する方
65歳の誕生日前
- ・特別支給の老齢厚生年金の受給権があるが年金の決定がされていない方
65歳の誕生日前

<受給要件>

国民年金を納付した期間及び免除された期間、厚生年金に加入した期間等を合算して25年以上ある方は、65歳から老齢基礎年金（老齢厚生年金）を受け取ることができます。また、厚生年金に1年以上加入していたときは、生年月日によって60歳から65歳までの間、特別支給の老齢厚生年金を受け取れることがあります。

※国民年金に任意加入していなかった期間がある方や、共済組合に加入していた期間がある方などは、受給要件が確認できず裁定請求書（ターンアラウンド用）が送付されないことがあります。届かない方につきましては、管轄の社会保険事務所にご相談ください。

※裁定請求書の用紙は常時、社会保険事務所等に備え付けてありますので、送付される裁定請求書（ターンアラウンド用）によらずとも手続きをとることができます。

- ◇問 石巻社会保険事務所
☎0225-22-5115（代表）
町民税務課 ☎46-1373
歌津総合支所 住民生活課
☎36-3924

暮らし

みんなで防ごう土砂災害 ～土砂災害防止月間～

国土交通省・宮城県では、頻発する崖崩れ、地滑り、土石流等の土砂災害から人命や財産を守るため、毎年6月を土砂災害防止月間として、広く啓発活動を行っています。

危険な箇所を発見した場合は、県気仙沼土木事務所（☎24-2121）または建設課（☎46-1377）、歌津総合支所 産業建設課（☎36-3923）までお知らせください。

～総務省からのお知らせ～ 電波利用保護旬間

6月1日(金)から10日(日)までは「電波利用保護旬間」です。

よりよい電波環境が豊かな情報社会を支えます。

電波はみんなのものだから、ルールを守って正しく使しましょう。

電波の更新・妨害についてのお問い合わせは、総務省 東北総合通信局の相談窓口☎022-221-0641へ

URL <http://www.ttb.go.jp/>

募集

税務職員募集(高校卒業程度)

仙台国税局では、バイタリティあふれる職員を募集しています。税務職員は、国の財政を支える重要な仕事を担います。知的好奇心に満ちた職場で税務行政のスペシャリストへの道にチャレンジしてみませんか？

- ◇受験資格 昭和61年4月2日から平成2年4月1日生まれの者
- ◇受験申請受付期間 平成19年6月26日(火)から7月3日(火)まで
- ◇受験申込書の請求 最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事務局
- ◇試験日及び試験内容
第1次試験（教養試験、適性試験、作文試験） 9月9日(日)
第2次試験（人物試験、身体検査） 10月18日(木)から10月25日(木)のいずれか指定する日
- ◇問 人事院東北事務局
☎022-221-2022
仙台国税局人事第二課
☎022-263-1111 内線3236

～未来へつなごう～ 「愛の献血」 70字ストーリー大募集!

県では、「献血」に関する感動した話、おもしろい話、伝えたい愛の言葉などを70字以内のショートストーリーにして募集しています。

募集期間は6月1日(金)から8月31日(金)までです。優秀作品はラジオCMに採用され、副賞として商品券または図書券が贈られます。応募資格の制限はありません。

詳しくは、募集要項が掲載されたチラシが各保健センターにありますのでこちらをご覧ください。

(平成18年度入選作品から)
初めての献血でのごこと。「たいしたことねがったべ」と父。本当は「心臓バクバク」だったけれど「平気だ」と僕。そして二人、大声で笑った。

- ◇問 保健福祉課 健康増進係
☎46-5113

企業の皆さんへ 新規学卒求人受付を 開始します

平成20年3月新規学校卒業者を対象とした求人申し込みが、6月20日(水)から始まります。

地元企業の将来に必要な「創造力」と「行動力」を備えた優秀な人材を確保していただくためにも、できるだけ早期の求人票の提出をお願いいたします。

- ◇問 ハローワーク気仙沼 学卒担当
☎22-6720

暮らし・募集

みやぎ食の安全 安心県民総参加運動 をご存知ですか？

県では、生産者・事業者、消費者及び行政が協働し、県民総参加でみやぎの食の安全安心確保に取り組む「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開しており、生産者・事業者の方が取り組む「みやぎ食の安全安心取組宣言」、消費者の方が参加する「みやぎ食の安全安心消費者モニター」の2つの取り組みが柱となっています。



◎みやぎ食の安全安心取組宣言

生産者・事業者が食の安全安心に関する自主的な取り組みを県に登録し、自己責任を明確にするとともに、その取り組みを上ロゴマークを使って情報公開に努めることにより、消費者の理解と信頼を得ることを目的としています。

県では宣言者を応援するため、取組宣言に登録した方を県のホームページやガイドブックに掲載するなどし、消費者へのPRのお手伝いをしていきます。

県では、今後も取組宣言を積極的に推進してまいりますので、消費者の皆さんもこのロゴマークを掲げる生産者・事業者の方々をぜひ応援してください！

◎みやぎ食の安全安心消費者モニター募集

県にモニターとして登録していただき、県が行う食の安全安心に関するアンケートや講習会等に参加していただくとともに、県に対して食の安全安心についての意見を提言してもらえ方を募集しています。

県内在住の満18歳以上で食の安全安心に関心を持ち、無償で活動に参加できる方であれば、どなたでも登録できます。

モニターに登録された方には、食品表示のハンドブックをプレゼントしていますので、ぜひ参加してみませんか！

◇申し込み・問

- 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
☎022-211-2641
FAX022-211-2698
ホームページ
<http://www.pref.miyagi.jp/shoku-k/>
Eメール syokua@pref.miyagi.jp

案内

JR気仙沼線の除草剤散布を行います

JR東日本では、列車の安全運行確保と関係整備の適正な管理を行うことを目的に、気仙沼線（線路内）の除草剤散布を行います。

沿線の皆様にご迷惑をおかけすることが無いように、慎重に散布いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◇散布時期

- 6月1日(金)～11月30日(金)
※散布は夜間に行います。
※雨天、強風時は行いません。
- ◇問 東日本旅客鉄道㈱
小牛田保線技術センター
☎0229-33-3232